

東久留米市環境審議会 会議録

1. 会議名 第11期環境審議会委員委嘱式及び令和6年度第1回東久留米市環境審議会
2. 日 時 令和6年9月27日（金） 午後2時00分から午後4時00分
3. 場 所 東久留米市役所6階 602会議室
4. 出席委員氏名（敬称略） 重藤さわ子（会長）、杉原弘恭（職務代理者）、伊藤純一、水戸部啓一、濱中冬行、石井博之、桑原留里子、光永裕子
（以上8名）
5. 欠席委員氏名（敬称略） 榎本義彦、宮川正孝、谷口明子、田中貴浩
（以上4名）
6. 事務局職員名 小泉環境安全部長（欠席）、浅海環境政策課長、高柳課長補佐兼計画調整係長、清水緑と公園係長、金子生活環境係長、今野計画調整係主事
コンサルタント会社 （株式会社総合環境計画） 横山隆二郎、望月麻里
7. 傍聴人 なし
8. 会議次第
 - 1) 委員委嘱式
 - ①開会の辞
 - ②委員委嘱
 - ③委員自己紹介および事務局の紹介
 - 2) 令和6年度第1回東久留米市環境審議会
 - ①開会
 - ②会長の選出及び職務代理者の指名
 - ③諮問
 - ④環境審議会について
 - ⑤議題
 - ⑥報告
 - ⑦その他
9. 配布資料

- ・第11期環境審議会委員名簿 . . . 資料1
- ・諮問書（写し） . . . 資料2
- ・東久留米市環境関連条例（抜粋） . . . 資料3
- ・東久留米市第三次環境基本計画の策定について . . . 資料4－1
- ・東久留米市環境基本計画等検討部会設置要綱（案） . . . 資料4－2
- ・東久留米市第三次環境基本計画等策定スケジュール（案） . . . 資料4－3
- ・環境に関する意識調査（市民アンケート）回答結果(速報) . . . 資料5
- ・東久留米市熱中症対策にかかる基本方針（暫定版） . . . 資料6
- ・東久留米市の環境基本条例・環境基本計画における目的と各主体の位置づけ . . . 【委員参考資料1】
- ・東久留米市主要計画スケジュール . . . 【委員参考資料2】
- ・ゼロカーボンと地方創生のロジックモデル . . . 【委員参考資料3】

10. 第11期環境審議会委員委嘱式

- (1) 開会の辞（省略）
- (2) 委員委嘱、市長あいさつ（省略）
- (3) 委員自己紹介および事務局の紹介（省略）

11. 令和6年度第1回東久留米市環境審議会

- ・出席者報告 出席8名、欠席4名、定足数に達しており会議は成立

- (1) 開会（省略）
- (2) 会長の選出・職務代理者の指名
 - (2)-1 会長の選出及び職務代理者の指名（省略）
 - (2)-2 会長あいさつ

【会長】

- ・前回の環境基本計画の策定では部会長であった責任もあり、今回の環境基本計画策定に際しては、やり残したことも含めて検討して行きたいと思っている。宜しくお願い申し上げます。

(2)-3 環境審議会の運営について

【事務局】

- ・環境審議会の運営方法について、2点ほどご説明させて頂く。
- ・環境審議会の公開については、東久留米市環境審議会規則第4条第4項に基づき、原則公開とする。ただし、出席委員の過半数が必要と認めるときは、これを非公開とすることが出来る。本日の議事では、個人情報などの非開示情報を取り扱う予定がないため公開とさせて頂く予定である。また傍聴人の取り扱いについて、規則に定めがない事項については、審議会の運営に関し必要な事項や対応は会長

が審議会に諮り、定めることとする。傍聴人数については、会場の状況なども踏まえ、事務局としては3名を原則とし、それ以上に傍聴人数方がいる場合は都度、検討したいと考えている。

- ・会議録作成のため、会議内容を録音させて頂く。会議録は要点筆記とし、発言者は「会長」「委員」「事務局」等とする。会議録作成後に委員の皆様からご承認をいただき、正式な会議録として、市のホームページで公表させて頂く予定である。
- ・以上、いかがか。

【全員】

- ・異議なし。

【事務局】

- ・なお、本日、傍聴者はいない。
- ・ここからの会議の進行は会長にお願いする。

(3) 諮問

【会長】

- ・事務局より次第（3）「諮問」についてお願いする。

【事務局】

- ・市長から第三次環境基本計画の諮問がある。

【市長】

- ・東久留米市環境審議会会長殿。東久留米市環境基本条例第7条第3項及び同条例第20条第2項第1号の規定に基づき、下記の事項について諮問する。
- ・「（仮称）東久留米市第三次環境基本計画」の策定について。諮問理由、東久留米市第二次環境基本計画（平成28年3月策定）は、計画の期間を平成28年度から令和7年度までとしている。
- ・計画の期間満了に伴い、令和8年度からを計画期間とする「（仮称）東久留米市第三次環境基本計画」の策定について、貴審議会の意見を求める。なお、同計画には、地球温暖化対策の推進に関する法律に定める「地球温暖化対策実行計画（区域政策編）の内容を包含するものとする。
- ・令和6年9月27日 東久留米市長 富田竜馬

【会長】

- ・審議会ですっかりと議論をし、ご答申させて頂く。

【事務局】

- ・市長は別の公務のため、ここで退席をさせて頂く。

(4) 環境審議会について

【会長】

- ・次第(4)「環境審議会について」を事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(資料3 についての説明)

(5) 議題

【会長】

- ・条例に基づく環境審議会の位置付けは、事務局から説明があったとおりである。
- ・審議会の最初に委員参考資料1と2の説明をお願いしたい。

【委員】

(委員参考資料1 P.1 についての説明)

- ・環境基本条例・環境基本計画の目的と位置づけについて説明する。
- ・環境基本条例の第1条の目的にあるように、環境の保全、回復及び創出を目的として、市と市民と事業者が互いに影響しながら、各責務を果たしていくというのが基本条例の基本的なつくりである。
- ・環境審議会は、環境基本計画と緑の基本計画の諮問を受けて策定する。
- ・保全、回復及び創出について、命は創れないが命を育む場はつくることができると言える。
- ・1992年、リオデジャネイロでの「地球サミット」のリオ宣言で、それまでは開発か保全かのorであったが、andにするということで、都市計画法も森林法も河川法も、全てそれまでのorからandになっている。このことを受けて環境基本条例も策定されている。

(委員参考資料1 P.2 についての説明)

- ・環境基本計画における環境の繋がりを図示したものである。基本形は緑と水と土である。それぞれに関連しあっており、それぞれの中に個別目標があり全部で8個の個別目標がある。
- ・「東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略」のP.114にも示しているが、東久留米市の強みである農業等の産業とリンクさせ、どの様に水と緑と土を保全していくと共に利用していくかのワイズユース（賢明な利用）を考えていく必要がある。

(委員参考資料1 P.3 について)

- ・8個の個別目標について、具体的に環境基本計画の基本目標と個別目標を表現しており、P.2に対応している。

(委員参考資料1 P.4 についての説明)

- ・明治からの東久留米市の土地利用の変遷を現したグラフである。昔は田んぼがあり、

山林（雑木林）がかなり多かった。戦後の高度経済成長期から開発が進み宅地化していくという変遷がみられる。現在は畑の比率は11%、宅地は58%となっている。

- ・人口減少が進んでおり、「東久留米市第五次長期総合計画 基本構想・基本計画」では人口減少の速度の緩和を謳っている。残念ながら宅地化が進んでいる。
- ・自然環境保全の目標として様々な動きがある。2021年のG7で定められたもので、30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標という、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標がある。これも今回目指すべき2050年カーボンニュートラルに向けて、環境省が推進している施策の1つである。この施策の面から考えると、畑地は11%という割合になっており、宅地にも様々な緑はあると思うが、この様な問題がからんでくる。

【委員】

（委員参考資料2についての説明）

- ・市の各計画の目標期間などを並べてみると、現在、長期総合計画は第五次で進んでいる。環境基本計画は令和7年で二次が終了するため、三次に向けて策定していく。第三次環境基本計画と並行して地球温暖化対策実行計画の区域施策編についても策定対象となっている。緑の基本計画については第三次が策定済みである。

【会長】

（委員参考資料3についての説明）

- ・続けて、委員参考資料3について説明する。
- ・環境基本計画と並行して、地球温暖化対策実行計画の区域施策編が策定対象となっている話を受けて、環境基本計画は現在の目標と行動指針を示すものとする。並行して策定する地球温暖化対策実行計画の区域施策編は、実行計画をどの様に実行するのか、目標を設定した中でどの様に実行していくのかという具体的な実行の計画を記載しなければならない位置づけである。
- ・様々な自治体の実行計画を見てきたが、環境基本計画の行動指針と地球温暖化対策実行計画の実行計画との違いが見えてこない実状がある。
- ・地球温暖化対策実行計画は「実行」の計画なので、実行への手段が必要になる。
- ・東久留米市はゼロカーボンシティ宣言をしており、2050年に温室効果ガス、主にCO2の排出を名目ゼロにするための実行計画を立てていく必要がある。
- ・実行するための手段は、主に省エネルギーと創エネルギーの二つである。資料上のゼロカーボンと地方創生のロジックモデルについて説明する。
- ・省エネルギーとは、出来るだけ化石燃料由来のエネルギーの使用量を減らすことであり、省エネや節エネと言われている。それは、「電気を消しましょう」や「水の使用を少し諦めましょう」というような我慢することと誤解されているフ

シもあるが、本来の意味はエネルギー効率を高める（少ないインプットで多くのアウトプットを得る）ことである。例えば省エネ機器（エアコン等）に替える事や断熱性の高い住宅にリフォームする等が代表的な事例。

- ・創エネルギーとは、使用エネルギーを減らしても、どうしても使用しなければいけないエネルギーの中身をCO2排出しないものに変えるために、再エネを導入しようということである。東久留米市の場合、太陽光の設置と蓄電池利用、あるいは蓄電池の代わりにEV（電気自動車）に貯めることもできる。または、再生可能エネルギーの割合の高い電気を選択する方法もある。
- ・ただ省エネルギーと創エネルギーをするだけではなく、この二つの手段を地域の発展に繋げる必要がある。そのためには東久留米市と事業者が連携し、地域の中で経済が循環するような仕組みを考える必要がある。これは地域内経済循環だが、そういった経済循環の観点のみならず、その他環境基本計画に盛り込まれている住みやすさや緑が多いという複合的な条件が整って、地方創生につながるという構造を理解することが必要であると思われる。
- ・ゼロカーボンシティ宣言を環境政策の延長で考えてしまうと、CO2削減目標を振り分け、その目標の達成のために活動が狭められてしまう感覚に陥りがちだが、むしろ今回の環境基本計画を考える際には、横断的にそれぞれの部署が従来やるべき事業のなかに無理なく脱炭素の要素を盛り込み、むしろその方が本来業務がやりやすい、という方向性を考えていく必要がある。
- ・委員参考資料の説明は以上である。質問や意見がある方はいるか。

【委員】

- ・区域施策編について、行政の仕事というように聞こえるが、地域に住んでいる市民や事業者の協力が必要であり、特に市民の行動を変容させる事が大事であると考えて。そこをどの様にするかを考えていくという認識で良いか。

【会長】

- ・行政の先に一般市民への働きかけがあるので、行政への働きかけの観点で話をしたが、消費者の責任という事が言われている一方で、消費者である市民に実際に何が出来るのか、またどのように効果やメリットがあるのかが分かりづらい状況でもある。市民の方が出来る様な取組についてもしっかりと示し、行政と市民が一体となって取り組める様な構造を考えることが必要と考える。
- ・後から示すアンケートによる市民の意識調査とも関わりが出てくる。
- ・それでは、議題①の「東久留米市第三次環境基本計画の策定について」議題②の「東久留米市環境基本計画等検討部会委員の選出について」を事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(資料4-1「東久留米市第三次環境基本計画の策定について」の説明)

(資料4-3「東久留米市環境基本計画策定スケジュール(案)」の説明)

【会長】

- ・基本計画の策定や検討部会の設置、スケジュールについて、ご意見ご質問はあるか。

【委員】

- ・熱中症対策に関わる基本方針については、資料4-1の中で独立して記載してあるが、どの様な位置づけか。環境基本計画の中に熱中症対策を入れるのか、地球温暖化対策実行計画の中の健康影響に関する対策として入れるのか。

【事務局】

- ・熱中症対策については、地球温暖化対策の中の脱炭素化を緩和策とすれば、熱中症対策は適応策にあてはまる。地球温暖化対策実行計画の中に包含する項目として盛り込む予定である。

【委員】

- ・意図としては、緊急的にクーリングシェルターの設置を行う必要性に関わるものか。

【会長】

- ・説明が前後しますが、熱中症対策にかかる基本方針(資料-6)について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(資料6「熱中症対策にかかる基本方針」の説明)

【委員】

- ・熱中症対策は今すぐ出来ることをやりましょうという話か。
- ・環境基本計画の中で適応策をある程度考えて、その中で健康被害や農作物被害等を含めて第三次環境基本計画に盛り込むという理解で良いか。

【事務局】

- ・その様には考えていない。健康影響や農作物被害という影響もあるが、あくまでも今回提示した、熱中症対策にかかる基本方針のみを環境基本計画の中に盛り込みたいと考えている。

【会長】

- ・今後の環境基本計画を策定していく検討部会としては、どの様に熱中症対策を環境基本計画に盛り込んでいくかということを議論していく必要があるということか。

【事務局】

- ・はい。その通りである。

【会長】

- ・熱中症対策は、方針としてしかないが、何らかの計画とし、環境基本計画の中に盛り込む必要があるということか。

【事務局】

- ・熱中症対策の基本方針を計画まで格上げするところまでは、現時点では考えていない。

【委員】

- ・温暖化対策の入り口対策としての緩和策には、経済産業省の省エネ法、環境省の地球温暖化対策推進法（温対法）がある。出口対策としての適応策には、気候変動的適応法が対応している。
- ・国は、温対法にもとづき地球温暖化対策計画、適応法にもとづき気候変動適応計画を策定。地域では、温対法にもとづいて「地方公共団体実行計画（事務事業編と区域施策編）」の策定が求められ、適応法にもとづいて「地域気候変動適応計画」の策定が求められている。
- ・環境省は地方自治体に関して、事務事業編と区域施策編は両者の一体的な推進という観点から一本化することを推奨していて、適応計画は環境基本法や地方公共団体実行計画に入れ込めるとしている。自治体の規模もあるため、環境基本計画の中である程度盛り込むということではないかというのが基本的な理解である。

【会長】

- ・環境基本計画は計画であるため、その中に盛り込むということは、一種の計画としての位置づけになるのではないか。

【委員】

- ・気候変動適応法で計画を立てなさいとしているが、先ほど課題に挙げた区域施策編はどのような位置づけにするのかという話になる。区域施策編は本来であれば、環境基本計画に含まず、別に立てた方がよいという話と同じであるように思う。

【会長】

- ・計画にするかしないかという議論ではなく、熱中症対策にかかる基本方針は、環境基本計画に包含する必要があるということで良いか。

【委員】

- ・何でも環境基本計画に包含して良いかという問題もあると思われるが、国が気候変動適応法の中で熱中症対策への取組を推奨していることは確かであるし、環境基本法と東京都の環境基本条例の第一条でも謳っている通り、対策を考えることは必要であると考えます。

【会長】

- ・一つの計画に包含せず、別立てにすれば、その分の労力がかかるため、現場レベルで、費用対効果を考える必要がある。

【事務局】

- ・熱中症対策にかかる基本方針は方針という形ではあるが、先ほど会長が申された通り、環境基本計画に包含させる以上、計画の位置づけになると考えている。

【会長】

- ・本来、実行計画は実行計画であり、基本計画は方針であるが、その辺りの差も厳密に言えば曖昧である。現場の運用でしっかりと対応していける計画を考えていく必要がある。

【委員】

- ・基本計画、実行計画、基本方針を曖昧にしたまま、環境基本計画に包含するのではなく、きちんとした解説を盛り込む必要がある。

【会長】

- ・今後、検討していく必要がある。
- ・先ほど、事務局から資料4-1の中で検討部会を設置する必要があるとの説明があった。環境審議会の中から2名選出することになる。選出について、事務局から説明はあるか。

【事務局】

- ・東久留米市環境基本計画について、環境審議会からは、重藤会長と水戸部委員に検討部会委員として関わって頂きたいと考えている。

【会長】

- ・前計画策定時と同じメンバーであるが、ご意見あれば伺いたい。

【委員】

- ・前計画策定時と比較すると、検討部会委員のメンバーの種類の幅が広がっている。

【会長】

- ・事務局からの推薦ということもあり、重藤と水戸部委員が検討部会に参加したいと思うが、よろしいか。

【全員】

- ・異議なし。

【会長】

- ・重藤と水戸部委員で務めることとする。
- ・検討部会の内容はしっかりと報告する。

(6) 報告

【会長】

- ・環境に関する意識調査アンケートの回答結果について、事務局より説明をお願い

する。

【事務局】

（資料5「環境に関する意識調査（市民アンケート）回答結果（速報）」の説明）

【会長】

- ・アンケートについて補足の説明をする。
- ・P4の問8、関心のある環境問題について、1から8、左から右に移動するにつれて、身近な環境問題になる。
- ・P10の問11について、円グラフ右側の方は環境の変化に関しての意識、いわゆる環境の変化になる。左側は右側に対しての生活への影響を示している。
- ・P12の問12について、日常的な節電節水についての取組以外は、既に東京都が脱炭素メニューとして補助金をかなり用意している内容が挙げられている。
- ・P14の問13については、既に取り組んでいるもしくは今後取り組みたい省エネに関する比較が見て取れるようになっている。
- ・16の問14について、東久留米市がどのような対策がとれるかという内容に触れている。区域施策編等の作成に関わっている知人から、自治体ができることとして何が挙げられるかのヒアリングを参考に項目を立てている。
- ・P18の問15について、東京都が既に行っている、太陽光発電システムや省エネ家電への買い替え等に対する補助制度の利用についての設問である。かなり手厚い補助になっており、知っているが利用していない、という回答が結構見られることについてはその理由も今後の検討材料になると思われる。
- ・アンケートの結果について、感想や質問はあるか。

【委員】

- ・標本数として、若い人の回答が少ない。その辺りはアンケート調査会社に依頼しているのか。

【事務局】

- ・課内で調査及び集計を行っている。設問内容については、会長にアドバイスを頂きながら調査集計まで行った。
- ・回答集計については、手集計により取り急ぎ報告したものになる。

【委員】

- ・高齢者の回答数が20代、30代の回答数より多いので、意見が偏るのではないか。
- ・若い世代の環境に対してどのような部分が、全体に比べて高いかを抽出すると、新しい施策が生まれるかもしれない。

【会長】

- ・今後は、年齢の層で分けてグラフを作成する等、掘り下げて分析する余地はあると思われる。

【委員】

- ・アンケート内に一般家庭編と書いてあるが、それ以外にもアンケート調査を行うのか。

【事務局】

- ・今後、事業者へ向けた調査を予定している。

【委員】

- ・年齢区分ではなく、小学生から高校生という区分の分け方も必要ではないか。
- ・将来を担う人達が市の環境に対してどの様に捉え、何を望んでいるかを知る必要がある。
- ・子供たちを集めて、東久留米市の環境について、何が嫌か、河川に不法投棄が多い等、自分たちで遊んでいるため、市内のことをよく知っている子供達の意見を聴取して、東久留米市が今後どうあるべきか、あるいは若い人たちが今後東久留米市に住みたいかどうかを知ることによって人口減少を食い止められる可能性もある。その様なことを引き出していく必要がある。

【会長】

- ・ご意見頂いたので、事務局から「生徒会サミット」についての説明をお願いします。

【事務局】

(生徒会サミットの説明)

- ・10月9日の水曜日、午後2時から4時、市役所7階701会議室で中学生による「生徒会サミット」の開催が予定されている。
- ・2部構成となっており、午後2時からの第1部は、各校の生徒会活動についての実践の報告とそれに対する質疑応答を予定している。それから2時45分頃から、第2部とし、環境問題の視点から将来の東久留米市を考えるという議題で、例えば落合川と南沢湧水群の保全、生活環境、自然環境といった内容をサブテーマ設定、グループワークが行われる予定である。
- ・生徒会各中学校7校から、現生徒会の役員2名と旧生徒会役員1名の3名がそれぞれの学校で出た、中学生生徒たちの意見を持ち寄り話し合う場となるよう計画している。

【委員】

- ・我々も見学は可能か。

【事務局】

- ・グループワークの時間には市長も参加する。審議会の皆様からも、ご希望される場合は是非参加頂きたい。

【会長】

- ・本市は、ふれあい活動のボランティアや、小学生が中心の環境活動を活発にしていると思うが、その様な活動に無理のない範囲で参加し、ヒアリングや簡単なア

ンケートを取る等の協力を環境審議会や市民会議の方でも行っていけるか。

【委員】

- ・子供達から聴収した意見を、どの様に大人達の委員会で話し合われたか、活かされたかを、きちんと子供達へフィードバックする必要がある。その様な継続的な会話がないと、子供達は何も言わなくなってしまう様に思われる。

【会長】

- ・前回も計画作成の中で、コラムを入れよう、雰囲気伝わる様な写真を入れよう等、工夫をしてきた。フィードバックや計画は一部の人しか見ないこともあるが、子供達が本計画のなかで、自分の写真が掲載されていることや、自分の声が反映されていることを認識することで、行政が身近感じることもあると思う。引き続き部会の方でも検討を行っていく。

【委員】

- ・審議会の資料について、事前に頂くことは出来るか。事前に頂ければ質問事項を前もって考えられる。初参加なので、その辺りを教えて頂きたい。

【事務局】

- ・ご指摘頂いたとおり、次回以降については、事前に配付させて頂き、事前にご確認頂くつもりである。

【委員】

- ・全部でなくとも、抜粋したものをメールで構わないのでお送り頂きたい。送付方法等も検討して頂きたい。

【委員】

- ・本日配布された資料は、持ち帰って良いか。

【事務局】

- ・原則持ち帰り頂いて良い。例えば個人情報の記載のある資料が仮にあった場合は、その場に置いていただく事もあると思うが、その際は改めてご案内させて頂く。

【会長】

- ・委員、ご意見があれば伺いたい。

【委員】

- ・熱中症対策や異常気象で思うことは、同じ場所に36年住んでいるが、近隣の緑地や住んでいるマンション内の樹木が今までに無い程、熱帯雨林のように繁茂している。向かいのマンションも樹木の葉で見えなくなっている。あまりに繁茂しているので、枝葉が道路や住宅に覆いかぶさっていて枝が折れそうで危険だと思う。この猛暑で樹木の根が疲れているという話も聞いた。市の方でも緑地の管理をしっかりして欲しい。
- ・日野市で木の枝が男性の上に落下した事故もあり、異常気象のせいで熱中症以外の危険もあると感じた。

【会長】

- ・住民の目線で、身近な環境の変化を拾っていくことは重要であり、環境への関心

の接点になると思われる。

- ・環境基本計画には、一般的なことが書かれがちだが、緑地の話等、身近な環境の変化、東久留米市の実際の環境についてしっかりと、環境基本計画に織り込んでいく必要性を感じる。

【会長】

- ・委員、初参加であるが、ご意見があれば伺いたい。

【委員】

- ・今回は特別ない。審議会の雰囲気をつかむことが出来た。

【事務局】

- ・熱中症対策にかかる基本方針内のクーリングシェルターについて、現在、民間企業の施設の指定を進めているが、イオンモール（株）様において、先駆けて申し出を頂き、7月に東久留米市の民間第1号としてイオンモール東久留米をクーリングシェルターに指定させて頂いた。ご報告と共に感謝申し上げます。

【会長】

- ・その他にご意見はあるか。

【委員】

- ・環境審議会の中で前回、PFAS、PFOSの件でご質問させて頂いたが、地下水の水質調査結果の有機フッ素化合物について、都がどの様に指定しているのか、現在はどれ位になっているのかという数字があるのであれば、きちっと環境基本計画に入れていく必要があるのではないか。

【事務局】

- ・東京都からの報告として、水道局のホームページで紹介されている、PFAS、PFOSについての情報が、我々が知り得る情報という形になる。環境基本計画の中に東京都水道局の情報を載せるという事は現時点では考えていない。

【会長】

- ・中央環境審議会等では議論されているが、国としてまだ方針を明確にしているわけではないと思われる。

【委員】

- ・昨年開催された、環境シンポジウムで水道局の方に尋ねたところ、PFAS、PFOSの検出数がないことはないと答えていた。数字が明確になっている以上、情報を開示していくことは必要なのではないか。

【会長】

- ・最新の国と東京都の状況や動向については、今後随時確認し反映されると思う。とても重要なことだと思う。

【会長】

- ・他にいかがか。特に無ければこれをもって、令和6年度第1回環境審議会を終了する。

以上